

平成28年改正法附則第5条の控除額に関する
計算書

事業 年度	：	：	法人名	
----------	---	---	-----	--

第六号様式別表五の七

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表5の2⑪	①		円
当該事業年度の月数	②		月
調整後付加価値額 ①×12÷②	③		円

2. 負担変動額の計算

摘 要			課税標準	新税率 (/100)	税額 (イ)	旧税率 (/100)	税額 (ロ)
所得 割	所得金額総額 第6号様式⑳	④	円				
	年400万円以下の金額 第6号様式㉔	⑤	0 0 0		円 0 0		円 0 0
	年400万円を超え年800万円以下の金額 第6号様式㉕	⑥	0 0 0		0 0		0 0
	年800万円を超える金額 第6号様式㉖	⑦	0 0 0		0 0		0 0
	計 ⑤+⑥+⑦ 第6号様式㉗	⑧	0 0 0		0 0		0 0
	軽減税率不適用法人の金額 第6号様式㉘	⑨	0 0 0		0 0		0 0
付加 価値 割	付加価値額総額 第6号様式㉙	⑩					
	付加価値額 第6号様式㉚	⑪	0 0 0		円 0 0		円 0 0
資本 割	資本金等の額総額 第6号様式㉛	⑫					
	資本金等の額 第6号様式㉜	⑬	0 0 0		円 0 0		円 0 0
仮計			⑧+⑪+⑬又は⑨+⑪+⑬	⑭	0 0		0 0
差引			(⑭の(イ))-(⑭の(ロ))	⑮	0 0		

3. 平成28年改正法附則第5条第2項から第7項までの控除額に関する計算

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑮×3÷4	⑯	円 0 0
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮×(3×(40億円-③))÷40億円	⑰	0 0

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑮÷2	⑱	円 0 0
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮×(40億円-③)÷20億円	⑲	0 0

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑮÷4	㉑	円 0 0
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮×(40億円-③)÷40億円	㉒	0 0